

ケーブルテレビサービス契約約款

株式会社 CRCC メディア（以下当社という）と、当社が行うサービスの提供を受ける者（以下加入者という）との間に締結される契約（以下加入契約という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、定められた区域（以下サービス区域という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下本施設という）により、加入者に次のサービスを提供します。

なお、放送事業者のテレビジョン放送には、加入者が有料の視聴契約を当該放送事業者と締結することによって受信できるものが含まれます（以下ペイ放送サービス内の有料同時再放送サービスという）。

ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

1.基本サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）、ラジオ放送(FM および BS デジタル放送)および BS デジタルデータ放送の各同時再放送サービスならびに自主放送サービスの両サービスのうち、それぞれ別表1に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

2.ペイ放送サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送ならびに自主放送サービスのうち、それぞれ別表1に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

3.施設利用サービス

放送事業者のテレビジョン放送、テレビジョン多重放送、高精細度テレビジョン放送を含むテレビジョン放送（デジタル放送）およびラジオ放送(FM)の同時再放送サービスのうち、別表1に定める利用料金の支払いにより視聴可能となるサービス。

4.その他特殊サービス

第2条（契約の単位）

加入契約は一棟・一世帯ごとに行います。一戸建て住宅の母屋や離れ等は、棟続きである場合は同世帯とします。事業所、店舗も同様とします。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、受付けた順に従って承諾します。ただし、当社は加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- 1.加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- 2.その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合。
- 3.本施設の構築が困難であると判断される場合。

4.加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。

第4条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書（以下文書という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第5条（最低利用期間）

1.加入契約には、12ヶ月間の最低利用期間があります。

2.最低利用期間中は、他のサービス品目への変更はできません。

3.加入者は、サービス提供を開始した日の属する翌月を1と起算し12ヶ月の加入契約期間内に解約もしくは、契約の解除があった場合には、当社が定める期間までに別表1のサービスの利用料金に相当する額に、最低利用期間の残余の期間を乗じて得た額を支払うものとし、以後も同様とします。

4.第17条（休止）により、サービス提供の停止があった場合は、最低利用期間は延長されます。

第6条（利用料金）

加入者は、別表1に定める利用料金を当社に支払うものとし、以後も同様とします。

1.当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。

2.社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヵ月前までに当該加入者に通知します。

3.NHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社WOWOWの加入料および視聴料は、当社が設定した利用料金の中に含みません。

第7条（セットトップボックス）

1.加入者は、当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックス（以下STBという）を当社より貸与を受けることができます。なお、付属のBSデジタル放送用ICカード（以下B-CASカードという）および専門チャンネル用ICカード（以下C-CASカードという）の取扱いについては、第24条の規定によるものとし、以後も同様とします。

2.第1項により加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとし、以後も同様とします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者は当社のSTB販売価格相当分を当社に支払うものとし、以後も同様とします。

また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。

3.STBに付属するリモートコントローラーは、加入者の所有とします。リモートコントローラーはSTB設置工事完了日から1年間保証するものとし、この保証期間内において故障

が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換その他必要な措置を講ずるものとし、
ます。ただし、加入者がリモートコントローラーを本来の用法に従って使用しなかったとき
や紛失したときは、この限りではありません。

また、保証外及び保証期間外の場合は、別表 2 に定める金額にて購入していただきます。

4.第 1 項により当社より STB の貸与を受ける加入者は、解約時または休止時に当社に STB
を返還するものとします。

5.加入者は、当社が必要に応じて行う STB のバージョンアップ作業の実施に同意するもの
とします。

6.デジタル放送は、当社の指定する STB が設置された場合のみご利用いただけます。

7.HDD デジタル、HDD・ブルーレイデジタル加入者は、設備、技術的仕様等の制約から
STB の通信機能を利用できない場合があることに同意するものとします。

8. STB の通信機能を利用する加入者は、STB の技術者仕様の範囲内において通信を行うこ
とができるものとし、その通信を行う場合は利用者の責任において行うものとします。

第 8 条（施設の設置および費用負担）

1.当社は本施設のうち、放送センターから保安器までの施設（以下当社施設という）を所
有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、
加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2.加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下加入者施設という）
を所有しその設置に要する費用を負担するものとします。ただし加入者は、設置の際の使
用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。

3.加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用
を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より 1 年間とします。

4.加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場
合には、その費用を負担するものとします。

第 9 条（料金の支払い方法）

1.加入者は、当社に工事費等について、当社が指定する期日までに、指定する方法により
支払うものとします。

2.加入者は、当社に月単位で支払う料金について、当月分を当月の当社が指定する期日
（金融機関の休日の場合には翌営業日）までに、当社が指定する方法により支払うものと
します。

3.加入者は、前二項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることが
できるものとします。

第 10 条（延滞手数料）

加入者が料金その他本約款に基づく支払いを遅延し、再請求に至った場合は、当社の定め
る延滞手数料が加算されます。

第 11 条（損害賠償）

当社は次の場合に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

1.天災、事変。

2.放送衛星、通信衛星の機能停止。

3.その他当社の責に帰することのできない事由。

4.当社は、STB の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合および正常に録画が出来なかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

5.加入者は第7条（セットトップボックス）第2項の規定により当社がSTBを修理または交換する場合、および第7条（セットトップボックス）第4項の規定により加入者が、当社が定めるデジタル録画機能のついたSTBや当社が定めるデジタル録画機能と光学式ドライブを内蔵するSTBを当社に返還する場合には、あらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該STBに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

6.当社は、加入者が、STBの通信記録により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

第12条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第13条（設置場所の無償使用）

1.当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

2.加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第14条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第15条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第16条（故障）

1.当社または当社の指定する業者は、加入者から本施設に異常がある旨申し出があった場

合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者のテレビ、ステレオ等（以下受信機という）に起因する受信異常については、この限りではありません。

2.加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。

3.加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

4.当社が定めるデジタル録画機能のついた STB や当社が定めるデジタル録画機能と光学式ドライブを内蔵する STB の不具合、故障等の原因により、あらかじめ録画・編集したデータが消失した場合や正常に録画できなかった場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社は一切責任を負わないものとします。

第 17 条（休止）

1.加入者は、当社のサービスの提供の休止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第 4 項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後 1 年以内の休止はできないものとします。

2.休止を行う場合は、本施設の仮切断と STB を撤去します。その際、加入者は、別表 1 に定める手数料を負担するものとします。

3.休止期間中の料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を第 6 条第 1 項の規定にかかわらず無料とします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。

4.第 1 項の休止期間は、最長 1 年とします。

第 18 条（放送内容の変更）

当社は放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第 19 条（設置場所の変更）

1.技術基準に適合し、変更先が同一敷地内または同一建物内の場合に限り、加入者は STB の移転の請求ができます。この場合、事前に当社所定の方法で申し出て下さい。

2.設置場所の変更が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3.当社は第 1 項、第 2 項の申し出があった場合、第 8 条（施設の設置および費用負担）の規定に準じて取扱います。

4.第 2 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

5.その移転に要する費用は、加入者が負担して下さい。

第 20 条（名義変更）

1.相続または特に当社が認める場合にのみ、新加入者は当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2.前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を文書により申し出るものとします。

第 21 条（加入申込書記載事項の変更）

1.加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合には、当社が指定する方法により当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。

2.前項の外、加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を文書により申し出るものとします。

3.加入者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第 3 条の規定に準じて取扱うものとします。

第 22 条（解約）

1.加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の 10 日前までに当社にその旨を文書により申し出るものとします。

2.第 1 項による解約の場合、加入者は、第 6 条第 1 項の規定による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

3.第 1 項による解約の場合、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。

4.解約手数料は別表 1 に準じます。

第 23 条（契約の解除）

1.当社は、加入者または第 9 条第 3 項の第三者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

暴力団排除条例に基づき、加入者について、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときには、当社は、通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3)暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもつ

て暴力団又は暴力団員を利用している者

(5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、解約の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金、解約手数料及び紛失又は、サービスエリア外に持ち出した場合には別表 2 に定める未納料金を支払う義務を負います。また、一定期間支払いされなかった場合、当社はその債務を債権回収会社に委託する場合があります。

2.電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ、当社施設の代替構築が困難な場合、当社は加入者にあらかじめ理由を説明した上で、加入契約を解除できるものとします。

3.前二項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払った NHK のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社 WOWOW の加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第 24 条(B-CAS カードおよび C-CAS カードの取扱いについて)

1.B-CAS カードに関する取扱いについては、社団法人日本ケーブルテレビ連盟の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2.C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者は、STB1 台につき 1 枚の C-CAS カードを当社より無償貸与されるものとし、STB の解約または契約の解除後は、すみやかに C-CAS カードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者に C-CAS カードの交換および返却を請求できるものとします。

3.C-CAS カードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。

4.加入者が故意または過失により C-CAS カードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第 25 条（加入者個人情報の取扱い）

1.当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第 28 条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2.当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホー

ムページ上において公表します。

3.当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 26 条(加入者個人情報の利用目的等)

1.当社は、第 1 条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

(1)サービス契約の締結

(2)サービス料金の請求

(3)サービスに関する情報の提供

(4)サービスの向上を目的とした視聴者調査

(5)受信装置の設置及びアフターサービス

(6)サービスの視聴状況等に関する各種統計処理

(7)サービスの提供に関連しての第三者への提供（第 3 項に該当する場合に限る）

2.当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事項の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3.当社は、保有する加入者個人情報について、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

(1)本人が書面等により同意した場合

(2)本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき

ア 第三者への提供を利用目的とすること

イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目

ウ 第三者への提供の手段又は方法

オ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること

(3)第 27 条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合

(4)第 28 条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

(5)当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われ

るのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を工事請負業者に提供する場合（これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます）

4.当社は、第 3 項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

5.当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3)国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 27 条（加入者個人情報の共同利用）

1.当社は、前条第 1 項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2.当社は、第 3 条の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。

この場合において、当該情報の利用目的は、第 3 条第 1 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3.共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第 1 項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第 28 条（加入者個人情報の取扱いの委託）

1.当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2.前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3.当社は、第 1 項の委託先との間で、第 26 条第 5 項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4.前項の契約には、第 1 項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託す

る場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第29条（安全管理措置）

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第9条から第14条までに定める措置をとります。

第30条（本人による開示の求め）

1.本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2.当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3)他の法令に違反することとなる場合

3.当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第31条（本人による利用停止等の求め）

1.本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

(1)当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除

(2)加入者個人情報の利用の停止

(3)加入者個人情報の第三者への提供の停止

2.当社は、前項の定めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3.当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第32条（本人確認と代理人による求め）

1.当社は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2.本人は、第26条第5項、第30条第1項又は第31条第1項の求めを、代理人によって行うことができます。

第33条（本人の求めに係る手数料）

1.当社は、第26条第5項及び第30条第1項の求めを受けた場合は、別表3に定める手数料を請求します。

2.前項の手数料は、当社から本人（加入者に限る）に対して、通知又は開示をした月の有料放送料金と合わせて収納します。

3.加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第 34 条(苦情処理)

当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第 35 条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

当社は、第 26 条第 5 項、第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項に基づく求め、第 34 条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第 36 条(保存期間)

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表 4 に定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第 37 条（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

1.当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2.当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失、又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3.前二項の規定は、通知又は公表することにより、第 30 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第 38 条（国内法への準拠）

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 39 条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、もしくは加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 40 条（約款の改正）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

付則

1.当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

2.一括加入、業務用等については別に定めます。

3.本サービスの加入促進を目的として、別表の 1 に定める加入金、工事費、利用料金を減額する場合があります。

4.この約款は、平成 26 年 4 月 1 日より施行します

令和 7 年 10 月 1 日改訂

別表 1

諸手数料

項 目	金額（税込）	摘 要
設置場所移転手数料	3,300 円	
名義変更手数料	3,300 円	
コース変更手数料	3,300 円	
休止手数料	3,300 円	
解約手数料	5,500 円	
延滞手数料	330 円	支払日の属する月の翌月から 1 ヶ月毎に支払額に加算

工事費

項 目	金額（税込）	摘 要
引込工事費	52,800 円	ケーブルテレビ又はインターネット
増設工事費	66,000 円	インターネットとセットの時
その他の工事費	実費	

サービスの利用料金

サービスの種類		利用料金（月額/税込）
基本サービス	デジタルコース 1 台目	4,400 円
	2 台目以降（デジタルコース）	2,970 円/台
	番組表	220 円
	地デジコース	1,760 円
	BS コース	2,860 円
	2 台目以降(BS コース)	1,320 円/台
	HDD デジタルコース 1 台目	5,500 円
	2 台目以降(HDD デジタルコース)	4,070 円/台
	HDD・ブルーレイデジタルコース 1 台目	7,150 円
	2 台目以降(HDD・ブルーレイデジタルコース)	5,720 円/台
ペイ放送サービス	BS10 プレミアム	1,980 円
	衛星劇場 HD	1,980 円
	フジテレビ NEXT ライブ・プレミアム	1,980 円
	J SPORTS 4 HD	1,430 円
	V パラダイス HD	770 円
	アニメシアターX(AT-X)	2,180 円
	グリーンチャンネル HD パック	1,100 円
	SPEED チャンネル	990 円
	WOWOW	2,530 円
	レジャーチャンネル	1,078 円
	Mnet HD	2,530 円

付則

1 ペイ放送サービスは基本サービスをご利用いただいている場合にのみご利用いただけます。また STB ごとに、当社の記録に基づいて課金されます。

2 加入者施設または建物基本契約の定めによって、特定のサービスをご利用いただけない場合があります。

3 NHK のテレビ受信料（衛星受信料を含む）、株式会社 WOWOW の加入料および視聴料は利用料金には含みません。

4 当社は本サービスに関する料金及び放送内容を変更することがあります。この場合には、これらの料金は変更後の料金によります。

別表 2

各種機器類の料金

機 器 名	料 金 (税込)
STB	33,000 円/台
HDD STB	66,000 円/台
HDD・ブルーレイ STB	132,000 円/台
STB 用リモートコントローラー	3,300 円
B-CAS カード（再発行手数料）	5,500 円
C-CAS カード（再発行手数料）	5,500 円

別表 3

加入者が行う請求の種別とその料金

種 別	料金 (税込)
加入者登録情報	1,100 円
請求明細情報	1,100 円
その他の情報	別途相談

別表 4

加入者個人情報の種類とその保存期間

加入者個人情報の種類	保存期間
加入者登録情報	3 年間
請求明細情報	3 年間
その他の情報	3 年間

以下のけやき台ケーブルテレビサービス契約約款（戸建て住宅・法人・集合住宅）を令和3年4月1日より追加します。

けやき台ケーブルテレビサービス契約約款（戸建て住宅・法人・集合住宅）

株式会社 CRCC メディア（以下「当社」という）と、佐賀県三養基郡基山町けやき台地区で当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という）との間に締結される契約（以下「加入契約」という）は、以下の条項によるものとします。

第1条（サービス）

当社は、佐賀県三養基郡基山町けやき台地区（以下「サービス地区」という）において、当社のサービスを提供するための施設（以下「本施設」という）により、加入者に次のサービスを提供します。ただし、当社はやむを得ぬ理由によりサービス内容を変更することがあります。

【サービス内容】

地上波デジタル放送、ならびに自主放送（はっぴとすチャンネル、ショップチャンネル及びQVCチャンネル）

第2条（契約の単位）

戸建て住宅・法人の場合、契約の単位はつぎのとおりとする。

- (1) 各住居の世帯主1名とする。
- (2) 二世帯以上の世帯が同居している場合は、その中で代表者1名とする。
- (3) 「けやき台に事務所を置く法人等」については、1の法人等につき1名とする。

集合住宅の場合、その管理者ごとに行います。代表する組織を加入者と定義し、契約の単位とします。

居住者の単位では取り扱いません。

第3条（契約の成立）

加入契約は、加入申込者が当社所定の加入申込書を提出し、承諾したときに成立します。

加入申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

- (1) 加入申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合。
- (2) その他加入申込者が本約款に違反するおそれがあると認められる場合。
- (3) 本施設の設置が困難であると判断される場合。
- (4) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。

第4条（契約の有効期限）

契約の有効期限は、契約成立日から翌年3月末日までとします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社指定の書式による文書（以下、当社が指定する書式による文書を「指定文書」という）により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって自動更新するものとし、以後も同様とします。

第5条(利用料金)

- 1.加入者は4月に別表1に定める1年分の利用料金を口座引き落としにより、当社に支払うものとします。
- 2.加入者が月の途中から契約した場合は、日割り計算とします。
- 3.当社は、2041年3月末日まで、1項に定める利用料金は変更しません。
- 4.当社は、2041年4月以降の利用料金については、2040年9月までに、物価上昇等の社会情勢の変化を考慮し、けやき台CATV利用組合と協議して決定し、加入者に周知することとします。
- 5.当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して10日以上行わなかった場合(チャンネルの全てが停止した場合)は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
- 6.NHKのテレビ受信料(衛星受信料を含む)は当社が設定した利用料金の中に含まれません。

第6条(解約)

- 1.加入者は、加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する日の10日前までに当社にその旨を指定文書により申し出るものとします。
- 2.解約の理由が転居など「やむを得ない理由」であると当社が判断した時には、解約を希望する日が属する月の翌月から契約期間の月末までの既支払い料金を月割り計算し、返金します。ただし、「やむを得ない理由」に該当しないと、当社が判断した場合には、返金しません。
- 3.第1項による解約の場合、当社は解約日以降に当社施設のケーブルを仮切断します。集合住宅の場合は、全ての居住者に対して、サービスが停止します。

第7条(施設の設置および費用負担)

- 1.当社は本施設のうち、放送センターおよび受信施設から保安器までの施設(以下「当社施設」という)を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。
- 2.加入者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設(以下「加入者施設」という)を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。
- 3.加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。
- 4.加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事が生じる場合には、その費用を負担するものとします。

第8条(引込線の設置および費用負担)

- 1.引込線を敷設する必要がある場合は加入者からの申し出により当社が工事を実施し、別表1に定める工事費用は加入者が負担するものとします。なお、仮切断中の引込線の再接続工事の費用は当社が負担します。

2.加入者の事由により敷地内で引込線に移設する必要がある場合は加入者からの申し出により当社が工事を実施し、別表1に定める工事費用は加入者が負担するものとします。

第9条(休止)

1.加入者は、当社のサービスの提供の休止を希望する場合には、その期間を定めて事前に当社にその旨を指定文書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に指定文書により申し出るものとします。申し出た期間もしくは第4項に定める最長期間が満了した場合は、当然に、サービスの提供の休止は終了してサービスの提供が再開されるものとします。なお、特に当社が認める場合を除き、再開後1年以内の休止はできないものとします。

2.休止を行う場合は、本施設のケーブルを仮切断します。

3.休止期間中の料金については、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金を第6条第1項の規定にかかわらず無料とします。なお、休止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。

4.第1項の休止期間は、最長1年とします。

第10条(料金の滞納)

1.当社は、加入者がこの約款に定める料金の支払いを怠った場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、当社は当社施設のケーブルを仮切断します。その際、加入者は第15条に定める便宜を当社に供与することとします。

2.加入者から滞納していた料金の支払いが履行された場合は、当社は速やかに当社施設のケーブルの再接続工事を実施します。なお、別表1に定める再接続用の工事費用は加入者が負担することとします。

3.加入者の料金滞納に起因する、当社施設のケーブルの仮切断の期間の料金については、返金しないこととします。

第11条(契約の解除)

1.当社は、加入者がこの約款に定める料金の支払い義務を怠った場合、その他この約款に違反したと認められる場合は、加入者に催告の上、または加入者の都合により当社から加入者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

2.暴力団排除条例に基づき、加入者について、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したときには、当社は、通知催告なしに、加入契約を解除することができるものとします。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。)

- (2)暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下に同じ。）
- (3)暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4)自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- (6)暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7)暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、解約の際、加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未納料金を支払う義務を負います。また、一定期間支払われなかった場合、当社はその債権を債権回収会社に委託する場合があります。

3.当社が、前項により加入契約を解除した場合に、加入者が別途支払ったNHKのテレビ受信料（衛星受信料を含む）が返金されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第12条（損害賠償）

当社は次の場合は損害の賠償責任を負わないものとします。

- (1)天災、事変。
- (2)その他当社の責に帰することのできない事由。

第13条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承諾するものとします。

第14条（設置場所の無償使用）

- 1.当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。
- 2.加入者は、加入契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第15条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の点検、修理等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を供与するものとします。

第16条（故障）

- 1.当社または当社の指定する業者は、加入者から当社が提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合は、すみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、加入者施設のテレビ、ステレオ等（以下受信機等という）に起因する異常については、この限りではありません。
- 2.加入者は、加入者施設の修復に要する費用を負担するものとします。

3.加入者は、加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修理に要する費用を負担するものとします。

第 17 条(放送内容の変更)

当社は自主放送(はっぴとすチャンネル、ショップチャンネル及び QVC チャンネル)について、放送内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第 18 条(名義変更)

1.相続または当社が特に認める場合にのみ、新加入者は当社の上承を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2.前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社にその旨を指定文書により申し出るものとします。

第 19 条(加入申込書記載事項の変更)

1.加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座などの変更がある場合には、事前に当社にその旨を指定文書により申し出るものとします。

2.加入者が前項の規定により、加入申込書記載事項を変更しようとする場合、当社は第 3 条の規定に準じて取扱うものとします。

第 20 条 (加入者個人情報の取扱い)

1.当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号、個人情報の保護に関する基本方針 (平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という)に基づくほか、当社が指針第 28 条に基づいて定める基本方針 (以下「宣言書」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2.当社の宣言書には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人 (以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページ上において公表します。

3.当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第 21 条 (加入者個人情報の利用目的等)

1.当社は、第 1 条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。

(1)サービス契約の締結

(2)サービス料金の請求

(3) サービスに関する情報の提供

(4)サービスの向上を目的とした視聴者調査

(5) 受信装置の設置及びアフターサービス

(6)サービスの視聴状況等に関する各種統計処理

(7)サービスの提供に関連しての第三者への提供(第3項に該当する場合に限る)

2.当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事項の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3.当社は、保有する加入者個人情報について、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

(1)本人が書面等により同意した場合

(2)本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき

ア 第三者への提供を利用目的とすること

イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目

ウ 第三者への提供の手段又は方法

エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること

(3)第22条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合

(4)第23条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

(5)当社又は当社の代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を工事請負業者に提供する場合(これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、当社又は当社の代理人へ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます)

4.当社が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。

5.当社は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

6.当社は、本人から、当社が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は

この限りではなく、利用 目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

(1)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第 22 条(加入者個人情報の共同利用)

1.当社は、前条第 1 項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、当社の代理人と共同して利用します。

2.当社は、第 3 条の規定に基づいて契約申込みを承諾しなかった場合、又は第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく契約の解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び当社の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の 利用目的は、第 3 条第 1 項又は第 11 条第 1 項若しくは第 2 項の要件に該当するか否かの判断に限ります。

3.共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第 1 項の場合においては当社及び当社の代理人が、並びに前項の場合においては、当社、当社の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第 23 条(加入者個人情報の取扱いの委託)

1.当社は、加入者個人情報の取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2.前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3.当社は、第 1 項の委託先との間で、第 21 条第 5 項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4.前項の契約には、第 1 項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱いを再委託する場合には、第 2 項及び第 3 項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第 24 条(安全管理措置)

当社は、加入者個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の指針第 9 条から第 14 条までに定める措置をとります。

第 25 条(本人による開示の求め)

1.本人は、当社又は当社の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、当社が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2.当社及び当社の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。ただし、開示する

ことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当社又は当社の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

3.当社は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第 26 条(本人による利用停止等の求め)

1.本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、当社又は当社の代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- (1) 当社が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- (2) 加入者個人情報の利用の停止
- (3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2.当社は、前項の定め理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。

3.当社又は当社の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第 27 条(本人確認と代理人による求め)

1.当社は、第 21 条第 6 項、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を、宣言書に求める手続きにより行います。

2.本人は、第 21 条第 6 項、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項の求めを、代理人によって行うことができます。

第 28 条(本人の求めに係る手数料)

1.当社は、第 21 条第 6 項及び第 25 条第 1 項の求めを受けた場合は、別表 4 に定める手数料を請求します。

2.加入者以外の本人に係る手数料は、宣言書に定める手続きによります。

第 29 条(苦情処理)

1.当社は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2.前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第 30 条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)

当社は、第 21 条第 6 項、第 25 条第 1 項又は第 26 条第 1 項に基づく求め、第 29 条に基づく苦情の受け付け、その他加入者個人情報の取扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第 31 条(保存期間)

当社及び当社の代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を別表 5 に定め、これを超

えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。ただし、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第 32 条(加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置)

- 1.当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩があった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。
- 2.当社は、当社が取り扱う加入者個人情報の漏洩、滅失又は毀損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3.前二項の規定は、通知又は公表することにより、第 25 条第 2 項各号に該当する場合には、この限りではありません。

第 33 条(国内法への準拠)

この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については福岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 34 条 (定めなき事項)

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、もしくは加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 35 条(約款の改正)

この約款は、けやき台 CATV 加入者を代表する組織と協議の上、改正することがあります。

付則

- 1 当社は特に必要があるときには、けやき台 CATV 利用組合と協議の上、この約款に特約を付することができるものとします。
- 2 この約款は、2021 年 4 月 1 日より施行します。

別表 1

工事費

項 目	金額 (税込)	摘 要
引込線敷設工事	27,500 円	
引込線移転工事	27,500 円	加入社事由の時
仮切断中の再接続工事	0 円	新規加入時/休止後の再接続費
延滞後の再接続工事	11,000 円	

別表 2

サービス利用料金

サービスの種類		利用金額（年額/税込）
基本サービス（戸建て住宅・法人）	地デジコース	6,600 円
基本サービス（集合住宅）	地デジコース	3,960 円×集合住宅戸数 ※注

※注 集合住宅戸数は居住しているか否かを問わない。

別表 3

加入者個人情報を提供する第三者の一覧表

社 名	所在地	電話番号
けやき台 CATV 利用組合	組合長の自宅住所地	
株式会社西日本電波サービス	田川市弓削田 2324-1	0947-44-6277
株式会社 創美	久留米井市大善寺町宮本 49-2	0942-27-1677
IFC	福岡市東区若宮 1 丁目 16-65	092-210-5512

別表 4

加入者が行う請求の種別とその料金

種 別	料金（税込）
加入者登録情報	1,100 円
請求明細情報	1,100 円
その他の情報	別途相談

別表 5

加入者個人情報の種類とその保存期間

加入者個人情報の種類	保存期間
加入者登録情報	3 年間
請求明細情報	3 年間
その他の情報	3 年間

※上記金額には、消費税が含まれております。